

船橋市保育所等利用調整事務取扱要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、保育の利用に係る事務の取り扱いに関し、船橋市保育の利用に関する規則（平成 26 年規則第 119 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 保育所等 規則第 2 条に規定する保育所等とする。
- (2) 受け入れ年齢に制限のある保育所等 規則第 2 条に規定する保育所等のうち、たかね台ベビーホーム、ベル・ナーサリー、アポロンの丘および家庭的保育事業等をいう。
- (3) 利用調整基準 規則別表に定める保育所等利用調整基準をいう。
- (4) 優先的利用枠 受け入れ年齢に制限のある保育所等の卒園児が連携施設において、優先的に利用することができる枠をいう。
- (5) 認可移行保育所等 保育所等の認可を新たに受ける児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項の届出をした認可外保育施設及びこれに類する施設をいう。
- (6) 利用児童数 保育所等を利用する児童の数をいう。
- (7) 他市児童 児童福祉法第 24 条第 1 項の規定により他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの協議又は委託された児童をいう。
- (8) 認証保育所 船橋市認証保育所事業実施要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定する保育所をいう。
- (9) 企業主導型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条の 2 に規定する仕事・子育て両立支援事業として保育を行う事業所をいう。
- (10) 発達支援要綱 船橋市発達支援保育実施要綱をいう。
- (11) 発達支援児 船橋市健康保育研究協議会要綱第 2 条第 1 項第 6 号に規定する児童をいう。
- (12) 利用調整基準点 保育所等における保育の利用又は保育所等の変更を希望する各児童の利用調整基準、別表第 2 及び別表第 3 に規定する基準に基づいた保育の必要の度合いをいう。
- (13) 乳児 年齢基準日において満 1 歳に満たない者をいう。
- (14) 1 歳児 年齢基準日において満 1 歳から満 2 歳に満たない者をいう。
- (15) 2 歳児 年齢基準日において満 2 歳から満 3 歳に満たない者をいう。
- (16) 3 歳児 年齢基準日において満 3 歳から満 4 歳に満たない者をいう。
- (17) 4 歳児 年齢基準日において満 4 歳から満 5 歳に満たない者をいう。
- (18) 5 歳児 年齢基準日において満 5 歳から満 6 歳に満たない者をいう。
- (19) 利用定員 各保育所等（市立保育園を除く。）が認可定員の範囲内で設定する乳児、1 歳児、2 歳児、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の各定員をいう。市立保育園は各市立保育園の運営規程第 9 条に規定する利用定員をいう。

(20) クラス 利用定員のうち、保育所等における同一時間内に共同で保育の提供を受ける各集団をいう。

(年齢基準日)

第3条 年齢基準日は、保育の利用が開始される日の属する年度の初日の前日とする。

(保育の利用の申込み時期)

第4条 保育所等における保育の利用を希望する保護者(次項に規定する保護者を除く。)は、別表第1に規定する期日までに申込み(保育所等の変更の申込みを含む。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2 育児休業又はこれに準ずるものとして市長が認める休業の終了後に保育の利用を希望する保護者は、月の1日から15日までの間に就業を開始する場合は当該月の前月1日から、月の16日から末日までの間に就業を開始する場合は当該月の1日から申込みをすることができる。

3 他の市町村に在住する保護者が本市の保育所等における保育の利用を希望する場合は、別表第1に規定する期日までに在住する市町村を経由して申込みをしなければならない。

(利用調整方法)

第5条 次の各号に掲げる場合において、利用調整基準を適用するときは、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 育児又は介護を理由とする労働日数又は労働時間の短縮措置が講じられている場合 短縮措置が講じられる前の労働日数又は労働時間により調整を行う。(就労証明書に記載されているものに限る。)

(2) 1週間の労働日数又は労働時間が週により異なる場合 1週間当たりの平均労働日数又は平均労働時間により調整を行う。

(3) 1週間の就学日数又は就学時間が週により異なる場合 1週間当たりの平均就学日数又は平均就学時間により調整を行う。

(4) 警察、消防などの機関で労働している場合、労働日数及び労働時間は当該機関を設置する自治体の定めるところにより調整を行う。

(5) 前号の場合を除き、宿泊を伴う労働を常態として行っている場合、労働時間外の宿泊による拘束時間も労働時間として調整を行う。

(6) 資格外活動許可証を受けた外国籍の保護者について、制限を超えた就労内容が就労証明書に記載されている場合は、活動許可を受けている制限時間と1週間の休憩時間の合計をもって調整を行う。

(7) 在留資格が家族滞在となっている外国籍の保護者については、資格外活動許可を受けている場合のみ就労または求職活動としての事由を認める。

(8) 配偶者又は祖父母と別居中であることは住民登録により確認する。

(9) 単身赴任により配偶者と別居中であることの確認は、住民登録及び就労証明書への記載により確認する。

(10) 離婚した配偶者が同居していないとき及び婚姻していない実父・実母がいないときに、ひとり親として調整を行う。

(11) 拘禁中により配偶者が不在の場合は、利用調整においてその不在期間に関わらずひとり親として調整を行う。

(12) 受け入れ年齢に制限のある保育所等を利用している2歳児の児童が、当該保育所等

の利用終了に伴い、連係施設以外の保育所等の利用を希望して規則第 7 条第 1 項に規定する申込みを行う際に、保護者の状況が、規則別表「その他」項の「育児休業中またはこれに準ずるものとして市長が認める休業中」に該当する場合は、その休業を終えて復職する時の就労内容に基づき、同表「労働」項により調整を行う。

(13) 世帯の項の市長が認める保育施設とは、認証保育所及び企業主導型保育事業所とする。

(14) 児童の項の市長が認める保育施設とは、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 49 条の 2 第 1 項イからハに規定する施設とする。

2 市長は、利用調整基準により算定した点数が同点となった場合は、別表第 2 に規定する基準に基づき、保育の必要の度合いが高い者から保育所等における保育の利用を調整するものとする。この場合において、別表第 2 に規定する基準により算定した点数が同点となった場合は、別表第 3 に規定する基準に基づき、保育の必要の度合いが高い者から保育所等における保育の利用を調整するものとする。

（優先的な利用調整）

第 6 条 次の各号に掲げる児童について、子ども・子育て支援法第 20 条第 3 項に規定する認定を受けるとき又は規則第 7 条第 1 項に規定する申込みがあった場合は、規則第 4 条第 1 項及び前条第 2 項の規定にかかわらず、優先的に利用調整を行う。

(1) 認可移行保育所等に在籍している児童

(2) 連携施設（保育所及び認定こども園に限る。）が確保されている利用対象年齢の制限のある保育所等を当該年度の 10 月 1 日時点で利用している 2 歳児（優先利用枠の範囲に限る。）

2 前項に規定する利用調整の方法は、規則第 4 条第 1 項、前条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、調整を行うものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当該認可移行保育所又は当該連携施設において第 1 項各号に規定する当該児童を受け入れる体制が整わない場合は、優先的に利用調整を行わないものとする。

4 第 1 項の規定による利用調整後、当該認可移行保育所又は当該連携施設において保育の利用を開始するまでに当該認可外保育施設又は当該利用対象年齢の制限のある保育所等における保育の利用を継続できなくなった場合は、優先的な利用調整の結果に基づいた保育の利用の承諾を取り消すものとする。

（保育の利用不承諾後の申込み等）

第 7 条 規則第 4 条第 3 項の規定により保育所等における保育の利用を承諾しない旨の通知を受けた保護者（規則第 7 条第 2 項の規定により読み替えて適用する規則第 4 条第 3 項の規定により保育所等の変更を承諾しない旨の通知を受けた保護者を含む。）にあっては、保護者から申込み取下げの申出がない限り、翌月以降の保育の利用又は保育所等の変更について、規則第 3 条又は規則第 7 条の第 1 項の規定による申込みがあったものとみなす。

2 前項の場合において、保育の利用又は保育所等の変更が承諾されるまでの間、通知をしないものとする。ただし、4 月 1 日からの保育の利用又は保育所等の変更については、この限りでない。

3 市長は、4 月 1 日からの保育の利用又は保育所等の変更の協議に当たり、申込みがあった入所希望月から 6 月以上経過している保護者の場合にあつては、必要に応じて家族状況等

を改めて調査し、別に定める期限までに継続申込みの手続を行わないときは、当該申込みの取下げがあったものとする。

(保育所等における保育の利用の承諾等)

第 8 条 市長は、利用児童数が利用定員を超える保育所等にあつては、他市児童の保育の利用を承諾しないものとする。

2 利用児童数が利用定員の範囲内である保育所等にあつては、他市児童の保育の利用が当該定員の 5 パーセントを乗じて得た員数（1 未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた数）を超えない範囲で、他市児童の保育の利用を承諾できるものとする。ただし、家庭的保育事業所（家庭的保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）及び小規模保育事業所（小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）においては、他市児童が在籍しておらず、年齢基準日において保育の利用を希望する他市児童の満年齢と同一年齢の市内に在住する児童が保育の利用を希望していない場合に限り、当該定員の範囲内で他市児童を 1 名に限り保育の利用を承諾できるものとする。

3 前項に規定する他市児童の承諾における利用定員は、分園を持つ保育所等にあつては、本園と合算した員数とする。

4 他の市町村との協議により、保育所等における保育の利用を開始する日の属する月の前月の末日までに本市に転入することが確認でき、本市に在住しているものとみなす場合、他の市町村に隣接する保育所等で市長がやむを得ないと認める場合又は父又は母が保育士資格を有し、保育士として市内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所、認証保育所又は企業主導型保育事業所で勤務する場合（保育所等の変更の申込みをする場合を除く。）は、前 3 項の規定は適用しない。

(発達支援児の承諾)

第 9 条 発達支援児が市立保育所の利用を希望する場合において、当該発達支援児が該当する利用定員に空きはあるが、次の各号のいずれかに該当することにより承諾できない場合は、当該発達支援児を仮に承諾する枠（以下「仮承諾枠」という。）として当該利用定員のうち 1 枠を確保するものとする。

(1) 当該市立保育所の発達支援児の受け入れ人数が、発達支援要綱第 4 条第 2 項の規定による人数を超えるとき。

(2) 発達支援要綱第 4 条第 3 項に規定する保育士が配置できないとき。

2 前項において、仮承諾枠を確保した当該市立保育所が発達支援要綱第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定に該当しなくなり、当該発達支援児の受入れが可能となった場合は、規則第 4 条第 1 項、第 5 条の規定にかかわらず、当該市立保育所における保育の利用を承諾するものとする。

3 各市立保育所において、複数の発達支援児の仮承諾枠を確保したときは、当該仮承諾枠を確保した年月順に保育の利用を承諾するものとする。ただし、同時期に仮承諾枠を確保した発達支援児が複数いる場合は、当該仮承諾枠を確保した時点での利用調整基準点に基づき、保育の利用を承諾するものとする。

4 第 1 項の規定により仮承諾枠を確保した場合において、当該発達支援児が当該仮承諾枠を確保した当該市立保育所以外で保育の利用を承諾されたとき又は仮承諾枠を確保した当該市立保育所の保育の利用を希望しなくなったときは、仮承諾枠を解除する。

5 第 1 項に規定する各市立保育所における仮承諾枠の数は、乳児、1 歳児及び 2 歳児につき

1 枠とし、3 歳児、4 歳児及び 5 歳児は 1 クラスにつき 1 枠とする。ただし、仮承諾枠を確保する場合の上限は、発達支援児 1 人につき 1 市立保育所のみとする。

- 6 前項に規定する仮承諾枠が最大数に達した場合は、当該発達支援児の仮承諾枠を確保せず、承諾しないものとし、当該発達支援児の次に利用調整基準点の高い児童の利用調整を行う。
- 7 発達支援児の保護者が、発達支援保育を実施していない保育所等で保育の利用を希望した場合は、当該保育所等の利用調整を行わない。ただし、発達支援児の保護者が発達支援保育を実施していない保育所等の利用を希望し、かつ当該保育所等に発達支援児の受入れができる態勢が整っている場合に限り、当該保育所等の利用調整を行うものとする。
- 8 発達支援児が発達支援保育を実施している私立保育所の利用を希望する場合においては、当該発達支援児の利用に関する協議を行う。協議の結果、利用調整上位に当たる当該発達支援児の入所を承諾できない場合には、仮承諾枠として利用定員のうち 1 枠を確保する。ただし、当該発達支援児について、仮承諾枠を確保した当該私立保育所において、当該発達支援児の受入れが可能となった場合は、規則第 4 条第 1 項、第 5 条の規定にかかわらず、当該私立保育所における保育の利用を承諾するものとする。また、当該発達支援児が当該仮承諾枠を確保した当該私立保育所以外で保育の利用を承諾されたとき又は仮承諾枠を確保した当該私立保育所の保育の利用を希望しなくなったときは、仮承諾枠を解除する。

(緊急入所)

第 10 条 市長は、市内に在住する保護者（保育の利用を希望する日の前日までに本市に転入する予定の場合を含む。）が次の各号のいずれかに該当するときは、月の途中から保育所等における保育の利用を承諾することができるものとする。

- (1) 虐待及びDVの恐れがあるとして、専門機関からその旨の協議があったとき。
- (2) 産後休業が終了した後に就業するとき。
- (3) 事故等の事前に予測できない理由により、児童を保育できない状況にあると市長が認めるとき。
- (4) その他緊急に保育の実施が必要と認められるとき。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。ただし、第 3 条の改正規定及び別表第 3 については、平成 27 年 10 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以後の保育所等における保育の利用について適用する。ただし、別表第 1 の改正規定、別表第 2 の改正規定（世帯の項中「祖父母等」を「祖父母」に改め、保護者の項中「2 時間以上ある」の次に「と市長が認めた」を加える部分に限る。）及び別表第 3 の改正規定（3 項中「小学 6 年生」を「同一世帯内における小学 6 年生」に改める部分に限る。）については、平成 28 年 10 月 1 日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日以後の保育所等におけ

る保育の利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項の改正規定、第 5 条第 1 項第 5 号の改正規定、第 10 条の改正規定、別表第 2 の改正規定及び別表第 3 の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 4 条第 2 項の改正規定、第 5 条第 1 項第 5 号の改正規定、第 10 条の改正規定、別表第 2 の改正規定及び別表第 3 の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後の保育所等における保育の利用について適用し、同日前の保育所等における保育の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 10 号の改正規定は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の保育の利用について適用し、同日前の保育の利用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 13 日から施行し、同日以後の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日以降の保育所等における保育の利用について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降の保育所等における保育の利用について適用する。

別表第 1

入所希望月	申込みの期日	
	保育所等に申し込む場合	保育認定課に申し込む場合
4 月	12 月 15 日	12 月 25 日
5 月～12 月	前々月の 25 日	前々月の末日
1 月	11 月 25 日	11 月末日
2 月	12 月 15 日	12 月 25 日

3月	12月15日	12月25日
----	--------	--------

備考 申込みの期日が土曜、日曜又は祝日である場合は、当該期日の前日を期日とする。
ただし、入所希望月が2月から4月までの申込みにおいて、保育認定課に申し込む場合の申込みの期日が土曜、日曜又は祝日である場合は、別途市長が定めることとする。

別表第2

区分	調整対象	調整点
世帯	同一世帯内における小学6年生までの子において第3子以降の保育所等における保育の利用の申込みがある場合	+1
	利用希望日時点で保育の利用を希望する児童の祖父母がいずれも65歳以上である場合、または65歳未満の祖父母が、市内及び保育の利用を希望する日の属する月に当該児童が在住する市町村にいない場合	+1
	前記以外の場合で、親族が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合（父又は母の状況が利用調整基準の介護・看護・付添に該当する場合を除く。）	+1
	上記以外の場合で保育の利用を希望する児童が利用希望日時点で65歳未満である祖父母と同一市町村内に居住している場合において、当該祖父母について求職中および子ども・子育て支援法施行細則第2条第2項に該当する場合を除いた保育を必要とする事由を確認できる証明書の提出がある	+1
	上記以外の場合で、保育の利用を希望する児童が利用希望日時点で65歳未満である祖父母と同居していない場合	+0.5
保護者	利用希望日時点で同一の事業者により3か月以上雇用されている場合（自営業者については開業から3か月以上連続して事業を行っている場合。ただし、父又は母の状況が利用調整基準の労働に該当する場合に限る。）	+0.5
	利用希望日時点で同一の事業者により1年以上雇用されている場合（自営業者については開業から1年以上連続して事業を行っている場合。ただし、父又は母の状況が利用調整基準の労働に該当する場合に限る。）	+1
	通勤時間が片道2時間以上あると市長が認めた場合（ただし、父又は母の状況が利用調整基準の労働に該当する場合に限る。）	+1
児童	利用している保育所等、児童福祉法第59条の2第1項の規定による届け出をした施設（認可外保育施設）又は市長が認める保育施設（事業所内保育事業所）、その他保育施設の閉鎖・廃業に伴い申込みをする場合	+2

備考 児童の祖父母が保護者となっている場合の祖父母は、児童の曾祖父母とする。

別表第 3

調整の順序	調整対象
1	市内に在住する保護者（市内に転入する予定の場合を含む。）
2	保育所等における保育の利用対象年齢の制限により保育の利用の継続ができず、引き続き保育所等における保育の利用を希望する児童
3	利用調整基準の点数が高い（ただし調整点を含まない。）
4	市内の保育所等を利用していない児童
5	待機期間が長い
6	多子世帯である（同一世帯内における小学 6 年生までの子の人数が多い。）
7	所得が低い（入所希望月において保護者となる者の総所得金額等の合計。）

備考 同点調整の 7 項において個人住民税が未申告である者や個人住民税の課税証明書等の提出が必要な者が未提出である場合には、同項における優先度を下げる